

告 示

埼玉県告示第千百十五号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
日高市	平成二十六年 平成二十九年	地籍図十二枚 地籍簿一冊	日高第四十三 三地区（大字中 鹿山、大字下鹿 山の各一部）
			平成三十年十 月十七日